

和木町紙オムツ購入代金助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、和木町に住所を有するねたきり者及び障害者等（以下「寝たきり者等」という）で常時紙オムツを使用している者に、紙オムツ購入費の一部を予算の範囲内で助成することにより、「ねたきり者等」の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 和木町に住所を有する「ねたきり者等」で紙オムツを常時使用している者。
但し、介護保険より紙オムツ費用の給付を受けている者は、この助成の対象にはなりません。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、紙オムツ代 月額1,000円とする。

(申請及び決定)

第4条 助成金の支給を希望する者は、「和木町紙オムツ購入代金助成申請書」（様式第1号）を民生児童委員を通じて社会福祉協議会長（以下、会長という）に提出しなければならない。
2 会長は、申請があった場合は、内容を審査し支給の可否を速やかに決定するものとする。

(助成方法)

第5条 助成金は、年4回（5月、8月、11月、2月）支給する。ただし、年度途中で申請のあった場合は、次回支給月から支給する。

(届出の義務)

第6条 第2条の規定に定める対象者でなくなったときは、速やかに届け出なければならない。

(台帳の整備)

第7条 会長は、支給の状況を明確にするため、「紙オムツ購入代金助成者名簿」（様式第2号）を整備するものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成4年4月1日制定の和木町「紙オムツ等」給付要綱は廃止する。

附 則

変更後の要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

変更後の要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

変更後の要綱は、平成21年4月1日から施行する。